

税金

軽自動車などの異動手続きをお忘れなく
軽自動車税は、毎年4月1日現在で、軽自動車やオートバイなどを所有している方に課税されます。譲渡や廃車、転出、転入した場合は、名義変更などの手続きが必要ですが、届け出先 左表のとおり

区分	手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下)	市役所市民税課 ☎32 6244
小型特殊自動車	勇弘・のぞみ出張所
軽自動車 (660cc以下)	室蘭地区軽自動車協会 ☎0143 43 4441
軽二輪 (125cc超250cc以下)	北海道運輸局室蘭運輸支局 ☎0143 44 3011
二輪の小型自動車 (250cc超)	転出先の軽自動車協会など

本市から転出される方は、届け出先を教えてください

なお、軽自動車税は車検切れの場合も課税されます。また、月割税制度がないため、4月2日以降に車両の異動があつ

ても、その年度の税金は全額納めていただきます。今後使用する見込みがない場合は速やかに廃車手続きを行ってください
詳細 市民税課 ☎(32)6244

申告書は自分で作成して早めに提出しましょう
平成23年分の所得税(住民税および個人事業税)の確定申告を受け付けています。確定申告書は、前年の申告書控え「や」確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、早めに提出してください
申告期限 3月15日(木)まで
申告場所 駅前プラザ e-ga o7階



確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。また、作成した確定申告書を郵送により提出できます。作成したデータを e-Tax に送信することができます。詳しくはお問い合わせください

福祉

母子・寡婦福祉資金の貸付制度
対象 母子・寡婦世帯で下表の学校に進学または在学している方
貸付限度額 下表のとおり(無利子)
返済期間 卒業後6ヵ月据え置き20年以内(専修学校の一般課程は卒業後6ヵ月据え置き5年以内)
申請期限 ①就学支度資金 合格通知が届いてから3月末日まで ②修学資金 随時
現在貸付利用をしている方で、24年度も継続する場合は4月末日までに申請(用紙は子育て支援課にあります)、継続しない場合は胆振総合振興局にご連絡ください
申請先 胆振総合振興局 ☎

① 就学支度資金			② 修学資金(月額)		
区分	自宅通学	自宅外通学	区分	自宅通学	自宅外通学
小学校	39,500	39,500	高校・専修学校(高等課程)	18,000	23,000
中学校	46,100	46,100	高専	30,000	35,000
高校・高専・専修学校(高等課程)	150,000	160,000	短大・専修学校(専門課程)	21,000	22,500
大学・短大・専修学校(専門課程)	410,000	420,000	大学	32,000	35,000
専修学校(一般課程)	370,000	380,000	専修学校(一般課程)	45,000	51,000
修業施設	580,000	590,000		53,000	60,000
	150,000	160,000		45,000	51,000
	75,000	85,000		54,000	64,000
	90,000	100,000		31,000	31,000

(単位:円)

里親を求めています
児童相談所では家庭の事情から親元で生活を送ることができない子どもを家族として迎え入れ、愛情と真心を込めて養育する里親を求めています
詳細 子育て支援課 ☎(32)0143(24)9845
6369

育 やまて保育園子育てルーム
① 離乳食を作ってみませんか
栄養士の指導のもと月齢に合わせた離乳食を作る
とき 2月15日(水) 13時30分～15時30分
対象 5～10ヵ月の子どもと保護者
料金 250円 当日納入
定員 10組 申し込み順
持ち物 親用のエプロン、スカーフ、ふきん、はし、子ども用のスプーン、茶碗2個
② 親子で楽しく遊びましょう
簡単な手遊び、ゲーム遊び、読み聞かせなど
とき・対象 ①2月22日(水) 2～3歳の子どもと保護者 ②3月7日(水) 1歳の子どもと保護者
いずれも10時～11時

子育て支援センター
① ふれあい遊び
親子で楽しく遊ぶ
とき 2月17日(金) 10時～11時30分
対象 1歳6ヵ月～3歳の子どもと保護者
料金 無料
定員 15組 申し込み順
② お子さんとコミュニケーションを楽しもう
とき 2月26日(日) 9時～12時
対象 2月26日(日) 9時～12時
申し込み 2月19日(日) 10時～15時に男女平等参画推進協議会へ
詳細 男女平等参画推進協議会 ☎(32)3610 市男女平等参画課 ☎(32)3544

2月の無料市民相談
会場 市民活動センター
法律相談
とき・担当 24日(金)=岡田秀樹弁護士 9時30分～12時(1人20分程度)
定員 7人 先着順
申し込み 2月1日(水)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。
夜間心配ごと相談
とき 7日(火) 18時～20時
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題
直接市民活動センターへ
詳細 市民相談所(市民活動センター) ☎32-7111
市民活動センターの市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。
総務省行政相談所
会場 市役所2階談話室
国の行政全般についての相談
とき 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌週) 13時～16時 直接会場へ
詳細 市民自治推進課 ☎32-6152

大人もおいしい 野菜と魚を使った洋食献立の実演と試食
とき 2月22日(水) 14時～15時30分
対象 7～11ヵ月の子どもと保護者
料金 250円 当日納入
定員 8組 申し込み順
持ち物 おわん2個、スプーン

法律無料相談
弁護士による法律に関する相談
とき 2月26日(日) 9時～12時
申し込み 2月19日(日) 10時～15時に男女平等参画推進協議会へ
詳細 男女平等参画推進協議会 ☎(32)3610 市男女平等参画課 ☎(32)3544

相談
2月8日(水)、9日(木) 10時～12時
申し込み 2月1日(水)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。
夜間心配ごと相談
とき 7日(火) 18時～20時
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題
直接市民活動センターへ
詳細 市民相談所(市民活動センター) ☎32-7111
市民活動センターの市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。
総務省行政相談所
会場 市役所2階談話室
国の行政全般についての相談
とき 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌週) 13時～16時 直接会場へ
詳細 市民自治推進課 ☎32-6152

健康
暮らし
税金
福祉
相談
催し講座
スポーツ
指定管理者

広報とまごまい
広告のご案内
あなたの会社を広報とまごまいでPRしてみませんか?
15～24頁 1枠 42,000円(税込み)
28頁 1枠 105,000円(税込み)
申し込みは下記の広告代理店へご連絡ください
北日本広告社 苫小牧営業所 ☎0144-36-7751

相談
2月8日(水)、9日(木) 10時～12時
申し込み 2月1日(水)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。
夜間心配ごと相談
とき 7日(火) 18時～20時
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題
直接市民活動センターへ
詳細 市民相談所(市民活動センター) ☎32-7111
市民活動センターの市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。
総務省行政相談所
会場 市役所2階談話室
国の行政全般についての相談
とき 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌週) 13時～16時 直接会場へ
詳細 市民自治推進課 ☎32-6152

相談
2月8日(水)、9日(木) 10時～12時
申し込み 2月1日(水)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。
夜間心配ごと相談
とき 7日(火) 18時～20時
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題
直接市民活動センターへ
詳細 市民相談所(市民活動センター) ☎32-7111
市民活動センターの市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。
総務省行政相談所
会場 市役所2階談話室
国の行政全般についての相談
とき 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌週) 13時～16時 直接会場へ
詳細 市民自治推進課 ☎32-6152

広告

広告